

2024 年 9 月 2 日

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

札幌北楡病院薬剤部

(プロトコル実施にあたっての前提と原則)

- ・ 患者に不利益がなく、了承を得ていること。
- ・ 患者に金銭的負担が発生又は増加する場合は、十分な説明と同意を必ず得ること。
- ・ 備蓄薬等、保険薬局の都合を優先しないこと。
- ・ 各医薬品の安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限定されるものであること。
- ・ 判断に悩む場合は、保険薬局で拡大解釈をせず、必ず疑義照会すること。

1. 処方変更・調剤後の連絡

プロトコルに基づき処方変更し調剤した場合は、処方箋の備考欄に変更内容を記入して行うこととする。調剤後は処方箋のコピーと当院規定のトレーシングレポートに必要な事項を記載の上、医事課への提出もしくは FAX での提出をお願いします。なお、レポートの提出期限は原則翌週までとします。

- ・受付時間：平日 8：30 から 16：50 まで

2. 問い合わせ不要例（ただし、麻薬や抗悪性腫瘍薬は除く）

① 成分名が同一の銘柄変更

例：アムロジン錠 5 mg → ノルバスク錠 5 mg
 → アムロジピン錠 5 mg「トーワ」

- * 先発品間の変更可。
- * 後発品から先発品への変更も可能（原則、初回で後発品の在庫がない場合）。
- * 薬剤料の変更がある場合は必ず患者に説明後、同意を得て変更すること。

② 剤形の変更

例：タリージェ錠 10 mg → タリージェ OD 錠 10 mg （普通錠から OD 錠）

タリージェ OD 錠 10 mg → タリージェ錠 10 mg （OD 錠から普通錠）

* 但し、用法用量の変更が伴うもの、錠剤・カプセル剤⇔散剤への変更、軟膏剤⇔クリーム剤への変更、テープ剤⇔パップ剤への変更は不可とする。

* 安定性、溶解性、体内動態等を考慮して変更すること。

* 薬剤料の変更がある場合は必ず患者に説明後、同意を得て変更すること。

③ 湿布薬や軟膏剤での合計処方量が変わらない場合

例：アドフィードパップ 40 mg（7 枚入り）×5 袋

→ アドフィードパップ 40 mg（5 枚入り）×7 袋

ネリゾナ軟膏 0.1%（5g）2 本 → ネリゾナ軟膏 0.1%（10g）1 本

④ 一包化指示に関して

一包化によりアドヒアランス向上が見込まれる患者に対する、一包化調剤（安定性のデータを考慮して行うこと。「一包化不可」コメントがある場合は除く）

⑤ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更（先発品類似剤形への変更を含む）

例：【般】ランソプラゾール OD 錠 15 mg

→ ランソプラゾール OD 錠 15 mg「トール」

→ タケブロン OD 錠 15 mg

→ ランソプラゾールカプセル 15 mg「トール」

→ タケブロンカプセル 15 mg

* 一般名処方においては、下記（ア）の範囲内で変更を可能とする（先発、後発は問わない）。

（ア） 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤

* 薬剤料の変更がある場合は必ず患者に説明後、同意を得て変更すること。

* 患者に用法・用量の説明、同意を得て変更すること。

⑥ 薬剤服用歴により、継続処方であることが確認できる処方薬において、残薬があるため処方日数を短縮して調剤する（外用薬の本数の減少も含む）。

例：マグミット錠 330 mg 30 日分 → 10 日分（残薬が 20 日分あるため）

ヘパリン類似物質ローション 0.3% 3 本 → 2 本（1 本残薬があるため）

* 但し、処方日数の延長、本数の増量、処方の削除、用法の変更は不可とする。

* 処方箋における「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」において「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合、処方医に疑義照

会した上で変更する。

* 連日内服する薬剤以外は不可とする（頓服薬は除く）。例：週 1 回内服製剤、月 1 回内服製剤、隔日投与等は不可。

※「後発品変更不可」など医師から明確な指示がある処方箋はプロトコル対象外とする。

本プロトコルに関する問い合わせは、札幌北楡病院薬剤部まで
札幌北楡病院 代表電話番号 TEL：011-865-0111

以上
2024 年 4 月作成